

居宅介護支援事業所さくら重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
居宅介護支援事業所さくら（秋田県指定 第0570321760号）

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 横手福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 秋田県横手市駅前町14番9号 |
| (3) 電話番号 | 0182-38-8033 |
| (4) 代表者名 | 理事長 佐々木 兼光 |
| (5) 設立年月日 | 平成22年8月10日 |

2 事業所の概要

- | | |
|-------------------|-------------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援事業所 |
| (2) 事業所の名称 | 居宅介護支援事業所 さくら
(事業所番号 0570321760) |
| (3) 事業所の所在地及び電話番号 | 秋田県横手市駅前町13番22号
Tel 0182-23-8601 |
| (4) 管理者氏名 | 平野 美晴 |

3 事業の目的および運営の方針

当事業所の介護支援専門員が介護を必要とすることをご契約者及びその家族等からの相談を承ります。

具体的には下記の諸点に留意して取り組みます。（運営方針）

- (1) ご契約者が可能な限り家庭で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に務めます。
- (2) ご契約者の心身の状況や環境等に応じて、自らの選択に基づき、医療・保健・福祉の施設・機関・行政・事業者の連携に配慮し、適切で多様なサービスが総合的、効果的に提供されるよう介護計画を作成します。
- (3) ご契約者の意思及び人格を尊重し、常にご契約者およびその家族等の立場に立って、サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正中立をモットーとします。
- (4) ご契約者の要介護認定等に係る申請に対して、ご契約者の意思をふまえた援助を心がけ、介護保険（要介護・要支援）認定の申請の有無を確認しその支援も行います。

※当サービスのご利用は、原則として介護保険（要介護・要支援）認定の結果、要介護と認定された方が対象となります。介護保険（要介護・要支援）認定をまだ受けていない方でも当事業所の「みなし判断」によりサービスの利用は可能です。

4 介護支援専門員の勤務体制

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者：1名（兼任） 8：30～17：30 常勤で勤務
- (2) 介護支援専門員：専任1名以上 8：30～17：30 常勤で勤務
ただし業務の状況に応じて増員します。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5 営業日及び営業時間

- (1) 営業日は月曜日から土曜日です。ただし12月31日から1月3日までを除く。
営業時間は平日・土曜日午前8時30分～午後5時30分までです。
- (2) 上記の営業日、営業時間の他、併設する特定施設さくらにて電話等により常時連絡が可能ですのでご相談下さい。

6 居宅介護支援の提供方法及び内容

(1) 提供方法

- 1 第一にご契約者・ご家族の意思を尊重します。
- 2 当事業所の介護支援専門員は、初回訪問時またはご契約者・ご家族から求められたときは、携行する身分証明書を提示します。
- 3 被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間など当事業所が確認して、期限切れなどないようチェックします。
- 4 要介護認定等の申請業務に関し必要な援助を行います。また認定更新等の申請は、現在の有効期間が満了する1カ月前にはお知らせして滞りのないようお手伝いします。
- 5 当事業所は、以下のいずれかに該当するような場合、業務の提供を拒否することができます。
 - ア) 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められる時
 - イ) 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとした時以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を当該保険者に通知することとします。
- 6 居宅サービス計画の作成にあたり、ご契約者から介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業所の選定理由の説明を求めることができます。

(2) 居宅介護支援の内容

- 1 居宅介護サービス計画の作成
 - ア) 「介護支援専門員」有資格者の配置
 - イ) ご契約者・ご家族への情報提供
 - ロ) ご契約者の実態把握
 - エ) 居宅サービス計画の原案作成
 - カ) 課題分析票の種類（契約者に合った物を使用）
 - キ) サービス担当者会議の開催
 - ク) ご契約者の同意（複数のサービス事業所の紹介、サービスの種類、内容、費用等の説明と同意）
- 2 サービス実施状況の継続的な把握、評価の実施
- 3 介護保険施設の紹介
- 4 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸

与の利用状況は別紙のとおりです。

7 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

8 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

9 利用料及びその他の費用の額

(1) 基本利用料

利用者		要介護1・2	要介護3・4・5
保険料の滞納等	なし	保険から全額給付	保険から全額給付
	あり	10,760円	13,980円

上記のいずれかの認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。ただし、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて上記の金額をお支払いください。

(2) 加算料金

初回加算：3,000円 新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合										
入院時情報連携加算Ⅰ：2,000円 入院後3日以内に必要な情報を提供した場合（提供方法問わず） 入院時情報連携加算Ⅱ：1,000円 入院後7日以内に必要な情報を提供した場合（提供方法問わず）										
退院・退所加算 退院や退所時に必要な情報を受けてサービス計画書を作成し、サービス等の利用に関する調整を行った場合。 <ul style="list-style-type: none"> ・カンファレンス参加無し <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>連携1回</td> <td>450単位</td> </tr> <tr> <td>連携2回</td> <td>600単位</td> </tr> </table> ・カンファレンス参加有り <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>連携1回</td> <td>600単位</td> </tr> <tr> <td>連携2回</td> <td>750単位</td> </tr> <tr> <td>連携3回</td> <td>900単位</td> </tr> </table> 	連携1回	450単位	連携2回	600単位	連携1回	600単位	連携2回	750単位	連携3回	900単位
連携1回	450単位									
連携2回	600単位									
連携1回	600単位									
連携2回	750単位									
連携3回	900単位									
通院時情報連携加算：500円 医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受け										

<p>た上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合</p>
<p>緊急時等居宅カンファレンス加算：2,000円（月2回まで） 病院等の求めにより医師又は看護師等と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行った場合</p>
<p>ターミナルケアマネジメント加算：4,000円 在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る）に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス提供事業者提供した場合 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療および介護関係者との連携の上、対応する</p>

上記の料金については、介護保険制度から全額給付されます。

ただし、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき基本料金と一緒に上記の金額をお支払いください。

(3) その他

<p>居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、基本報酬の算定を行う</p>
<p>新型コロナウイルス感染症対策評価として2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする</p>

(4) 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方の交通費はいただきません。通常の事業地域を越えてサービスを行う場合、1kmにつき50円お支払いください。

(5) 解約料

利用者は契約を解約することができ、解約料はいただきません。

10 通常の事業の実施地域 横手市

11 秘密の保持

事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得たご契約者及びその家族等の秘密を漏らしません。また秘密保持のための監視を常に怠りません。

12 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で指定居宅介護支援のサービス提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご契約者及びその家族等に、ご連絡するとともに、事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、ご契約者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応致します。

13 苦情処理の体制

(1) 当事業所の苦情受付

苦情の受付は、口頭でも、窓口に設置した苦情受付ボックスでも受け付けております。ご契約者及びその家族等の要望に応えられるよう迅速に対応致します。

○苦情受付窓口（担当者）

居宅介護支援専門員 平野 美晴 TEL 0182-23-8601

※代表の電話番号0182-38-8033でも受け付けます。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

横手市役所高齢ふれあい課介護保険係	所在地	秋田県横手市中央町8-2	横手地域局内
	電話番号	0182-35-2134	
秋田県国民健康保険団体連合会	所在地	秋田県秋田市山王4丁目2-3	市町村会館4階
	電話番号	018-883-1550	
	FAX	018-883-1551	
秋田県運営適正化委員会	所在地	秋田県秋田市旭北栄町1-5	社会福祉会館内
	電話番号	018-864-2726	

14 第三者評価の有無 (有 ・ 無)

私は、居宅介護支援サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、交付致しました。

説明日 令和 年 月 日

説明者

居宅介護支援事業所さくら 介護支援専門員
平野 美晴 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意し、受領致しました。

令和 年 月 日

利用者
住 所
氏 名 印

利用者の家族の代表
住 所
氏 名 印